

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次に掲げる事項のうち、無線局の免許状に記載される事項に該当しないものを、電波法の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人の住所 2 無線設備の設置場所 3 通信の相手方及び通信事項 4 無線局の種別 5 空中線の構成

A - 2 次の記述は、変更等の許可について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、通信の相手方、□A若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は□Bをしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

- | A | B |
|--------|------------|
| 1 通信事項 | 無線設備の変更の工事 |
| 2 通信事項 | 工事設計の変更 |
| 3 通信方式 | 無線設備の変更の工事 |
| 4 通信方式 | 工事設計の変更 |

A - 3 無線局の免許人は、その住所を変更したときはどうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 速やかに総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 2 3箇月以内に総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 3 1箇月以内に総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 4 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

A - 4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、その免許状をどうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許申請書の添付書類の写しとともに2年間保存しておかななければならない。
- 2 無線従事者免許証とともに1年間保存しておかななければならない。
- 3 3箇月以内に返納しなければならない。
- 4 速やかに廃棄しなければならない。
- 5 1箇月以内に返納しなければならない。

A - 5 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度(□Aをいう。以下同じ。)が別表第2号の3の2に定める値を超える場所(人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。)に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

- (1) 平均電力が20ミリワット以下の無線局の無線設備
- (2) □B無線局の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

- | A | B |
|--------------------|------|
| 1 電界強度、磁界強度及び電力束密度 | 移動する |
| 2 電界強度、磁界強度及び電力束密度 | 固定する |
| 3 電界強度及び磁界強度 | 移動する |
| 4 電界強度及び磁界強度 | 固定する |

A - 6 次の記述は、アマチュア局の受信設備の条件について電波法及び無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の□Aを与えるものであってはならない。

に規定する副次的に発する電波が他の□Aを与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい□Bを使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。

その他の条件として受信設備は、なるべく次に適合するものでなければならない。

- (1) 内部雑音が小さいこと。
- (2) 感度が十分であること。
- (3) 選択度が適正であること。
- (4) □Cが十分であること。

A	B	C
1 無線局の運用に妨害	擬似空中線回路	整合
2 無線局の運用に妨害	空中線結合回路	了解度
3 無線設備の機能に支障	擬似空中線回路	了解度
4 無線設備の機能に支障	空中線結合回路	整合

A - 7 次の記述は、無線設備の保護装置について無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備の電源回路には、□Aを装置しなければならない。ただし、負荷電力□Bのものについては、この限りでない。

A	B
1 ヒューズ又は自動遮断器	5ワット以下
2 ヒューズ又は自動遮断器	10ワット以下
3 ヒューズ及び自動遮断器	5ワット以下
4 ヒューズ及び自動遮断器	10ワット以下

A - 8 次の記述は、50MHzを超え54MHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局の送信設備（基本周波数の平均電力が1ワット以下のものを除く。）のスプリアス発射の強度の許容値について無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が□A以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より□B低い値を許容値とする。

A	B
1 20ミリワット	80デシベル
2 20ミリワット	60デシベル
3 1ミリワット	70デシベル
4 1ミリワット	60デシベル

A - 9 次の記述は、非常通信について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を□Aときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は□Bのために行われる無線通信をいう。

A	B
1 利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である	電力の供給の確保
2 利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である	秩序の維持
3 利用することができない	電力の供給の確保
4 利用することができない	秩序の維持

A - 10 次の記述は、無線局の免許状等の記載事項の遵守について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合には、□A□、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

(1) 免許状等に□B□であること。

(2) 通信を行うため必要最小のものであること。

又は□C□の規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	無線設備	記載されたものの範囲内	
2	無線設備	記載されたもの	の(1)
3	無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	の(1)
4	無線設備の設置場所	記載されたもの	の(2)

A - 11 次の記述は、アマチュア局がモールス無線電信により通信可能な範囲内にあるアマチュア局を一括して呼び出そうとするとき順次送信すべき事項を、無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

CQ	□A□
DE	1回
自局の呼出符号	□B□
K	1回

	A	B
1	2回以下	1回
2	2回以下	2回以下
3	3回以下	3回以下
4	3回	3回
5	3回	3回以下

A - 12 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、どうしなければならないか、無線局運用規則の規定により正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 混信を与えないように注意しながら呼出しをしなければならない。
- 2 空中線電力を低下させた後で呼出しをしなければならない。
- 3 その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 4 他の通信が行われているときは、少なくとも3分間待った後でなければ呼出しをしてはならない。

A - 13 次の記述は、電波の発射の停止について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して□A□電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を□B□させなければならない。

総務大臣は、の規定により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに□C□しなければならない。

	A	B	C
1	期間を定めて	臨時に発射	の停止を解除
2	期間を定めて	試験的に発射	その旨を通知
3	臨時に	臨時に発射	その旨を通知
4	臨時に	試験的に発射	の停止を解除

A - 14 次に掲げる者のうち、無線従事者の免許が与えられないことがある者はどれか、電波法の規定により正しいものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 2 日本の国籍を有しない者
- 3 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 電波法の規定に違反し、3箇月以内の期間を定めて無線局の無線設備の操作に従事することを停止され、その停止の期間の満了の日から2年を経過しない者

A - 15 次の記述は、無線局の免許の取消し等について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人等が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、□A□以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、若しくは第27条の18第1項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は期間を定めて□B□を制限することができる。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き□C□以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。
- (4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (5) □の規定による命令又は制限に従わないとき。
- (6) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	3箇月	周波数若しくは空中線電力	1年
2	3箇月	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	6箇月
3	6箇月	周波数若しくは空中線電力	6箇月
4	6箇月	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	1年

A - 16 アマチュア局の免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか、電波法施行規則の規定により正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 その措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。
- 2 遅滞なく、措置した旨を総合通信局長に報告しなければならない。
- 3 その措置の内容を免許状の余白に記載しておかなければならない。
- 4 速やかに措置した旨を担当検査職員に連絡しなければならない。
- 5 措置した旨を総合通信局長に報告し、再度検査を受けなければならない。

A - 17 次に掲げる周波数帯のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表においてアマチュア業務（第三地域の場合に限る。）に分配されている周波数帯を1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 1,606.5kHz～1,800kHz
- 2 1,800kHz～2,000kHz
- 3 2,000kHz～2,065kHz
- 4 2,065kHz～2,107kHz
- 5 2,107kHz～2,170kHz

A - 18 次の記述は、すべての無線局に対して禁止されている伝送について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

すべての局は、□A□ 伝送、□B□ 信号の伝送、□C□ 又は紛らわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を禁止する（第19条（局の識別）に定める例外を除く。）

- | | A | B | C |
|---|-------|------|------|
| 1 | 暗語による | 過剰な | 不明瞭な |
| 2 | 暗語による | 不正確な | 虚偽の |
| 3 | 不要な | 過剰な | 虚偽の |
| 4 | 不要な | 不正確な | 不明瞭な |

A - 19 次の記述は、混信に対する措置に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

送信局は、□A□ を満足に行うため □B□ 電力で輻射する。

- | | A | B |
|---|-------|---------|
| 1 | 信号の識別 | 必要かつ十分な |
| 2 | 信号の識別 | 必要な最小限の |
| 3 | 混信対策 | 必要な最小限の |
| 4 | 業務 | 必要かつ十分な |
| 5 | 業務 | 必要な最小限の |

A - 20 次の記述は、許可書について述べたものであるが、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定されていないものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 2 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合を除く。
- 3 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。
- 4 受信局は、特定の無線通信業務については、その属する国の政府が発給する許可書が要求される。

B - 1 次の記述は、予備免許中の指定事項の変更について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、予備免許を受けた者から □ア□ があった場合において、相当と認めるときは、□イ□ を □ウ□ することができる。
総務大臣は、予備免許を受けた者が □エ□、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、□オ□ と認めるときは、その指定を変更することができる。

- | | | | | |
|--------------------|---------------|-----------|------|-------|
| 1 電波の規整その他公益上必要がある | 2 通信の相手方、通信事項 | 3 免許の有効期間 | 4 届出 | 5 短縮 |
| 6 混信の除去その他特に必要がある | 7 工事落成の期限 | 8 識別信号 | 9 申請 | 10 延長 |

B - 2 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならないが、これによらないことができる場合について、電波法施行規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者以外の者が立ち入らないよう防護柵を設置した場合
- イ 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入りしない場所にある場合
- ウ 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体が容易に触れない位置にある場合
- エ 2.5メートルに満たない高さの部分が、容易に識別できる構造である場合
- オ 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合

B - 3 次のアからオまでに掲げる無線電信通信に使用する略符号とその意義との組合せが無線局運用規則の規定に照らし対応しているものを1、対応していないものを2として解答せよ。

略符号	意義
ア C	肯定する(又はこの前の集合の意義は、肯定と解されたい。)
イ CFM	確認してください(又はこちらは、確認します。)
ウ QRN?	そちらは、空電に妨げられていますか。
エ QRQ	もっと遅く送信してください(1分間に……語)
オ QSM?	こちらの伝送は、混信を受けていますか。

B - 4 次の記述は、移動するアマチュア局に備え付けておかなければならない書類について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

移動するアマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)にあつては、その無線設備の常置場所にアを備え付け、かつ、総務大臣が別にイするところにより、ウに総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)がエするオを備え付けなければならない。

- | | | | | |
|--------------------------------|-------|------|-------|---------------------|
| 1 無線設備の筐体 <small>きょうたい</small> | 2 免許証 | 3 指定 | 4 発給 | 5 その送信装置のある場所 |
| 6 証明 | 7 告示 | 8 証票 | 9 免許状 | 10 電波法及びこれに基づく命令の集録 |

B - 5 次の記述は、「有害な混信」の定義に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

「有害な混信」とは、無線航行业務その他のアの機能を害し、又はイに従って行われるウの運用を著しく低下させ、エし、若しくは反復的にオする混信をいう。

- | | | | | |
|------|------|--------|--------|-----------|
| 1 妨害 | 2 制限 | 3 安全業務 | 4 この規則 | 5 無線通信業務 |
| 6 中断 | 7 発生 | 8 特別業務 | 9 国内規則 | 10 電気通信業務 |